

宜 こ 育 第 160 号  
令 和 7 年 8 月 4 日

合同会社SHINKA  
ぱいかじ保育園 御中

宜野湾市長 佐喜眞 淳  
(公 印 省 略)

### 令和6年度の公定価格の額について

貴施設における令和6年度の公定価格の額は、別紙の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

	乳児		1・2歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	295,740円	292,320円	208,280円	204,860円
5月	295,740円	292,320円	208,280円	204,860円
6月	295,740円	292,320円	208,280円	204,860円
7月	295,240円	291,820円	207,780円	204,360円
8月	295,240円	291,820円	207,780円	204,360円
9月	295,240円	291,820円	207,780円	204,360円
10月	295,240円	291,820円	207,780円	204,360円
11月	295,240円	291,820円	207,780円	204,360円
12月	294,770円	291,350円	207,310円	203,890円
1月	294,770円	291,350円	207,310円	203,890円
2月	294,770円	291,350円	207,310円	203,890円
3月	294,770円	291,350円	207,310円	203,890円

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。